平成24年5月11日

各　　位

上場会社名　尾張精機株式会社
代表者名　取締役社長　深水康一
コード番号　７２４９（名証第二部）
問い合せ先　取締役総務部長
児玉啓二
Ｔ　Ｅ　Ｌ　（０５６１）５３－４１２１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成24年6月29日開催予定の第169回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．変更の目的

(1)　事業の変化に対応するため、事業の目的を変更するものであります。
(2)　取締役の全員が書面または電磁的記録によって同意し、監査役が異議を述べない場合には可決する旨の取締役会決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
(3)　上記のほか、規定の明文化を目的とした所要の変更、字句の整理および条数の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年6月29日
定款変更の効力発生日	平成24年6月29日

以　上

別紙

（下線は変更部分を示す。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第２条　〔目的〕 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　各種機械工具及び金属製品の製造加工販売 (2)　各種時計類の製造販売 (3)　各種雑貨類の販売 (4)　前各号に関連する事業への投資 (5)　前各号に附帯する一切の業務	第２条　〔目的〕 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　産業用部品および治具・工具・金型の製造加工販売 （削　除） （削　除） (2)　前号に関連する事業への投資 (3)　前各号に附帯する一切の業務
第４条　〔機関〕 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第４条　〔機関〕 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第５条　〔公告方法〕 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。	第５条　〔公告方法〕 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行なう。
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条　〔発行可能株式総数〕 本会社の発行する株式の総数は 28,052 千株とする。	第６条　〔発行可能株式総数〕 本会社の発行する株式の総数は、28,052 千株とする。
（新　　設）	第７条　〔株式の割当を受ける権利を与える場合〕 本会社の株式(自己株式処分による株式を含む)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当を受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式の割当を受ける権利を与える旨および引き受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議により行なう。

現　行　定　款	変　更　案
第7条　〔取締役会決議による自己の株式の取得〕 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第8条　〔取締役会決議による自己の株式の取得〕 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。
第8条　（条文省略）	第9条　（現行どおり）
第9条　〔単元未満株式についての権利〕 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	第10条　〔単元未満株式についての権利〕 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
第10条　（条文省略）	第11条　（現行どおり）
第11条　〔株主名簿管理人〕 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。	第12条　〔株主名簿管理人〕 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。
第12条　（条文省略）	第13条　（現行どおり）
第3章　株　主　総　会	第3章　株　主　総　会
第13条　〔招集〕 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第14条　〔招集〕 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。 2．株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 3．株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。
（新　設）	
（新　設）	

現　行　定　款	変　更　案
第14条 〜　　（条文省略） 第15条	第15条 〜　　（現行どおり） 第16条
第16条　〔議長〕 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に支障があるときは、あらかじめ、取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第17条　〔議長〕 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第17条　〔決議の方法〕 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもってこれを決する。 2.会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを決する。	第18条　〔決議の方法〕 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2.会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。
第18条　〔議決権の代理行使〕 株主は、代理人１名をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は、本会社の議決権をもつ株主に限る。	第19条　〔議決権の代理行使〕 株主は、代理人１名をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は、本会社の議決権を持つ株主に限る。
（新　設）	第20条　〔株主総会の議事録〕 株主総会の議事については、議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第19条　　（条文省略）	第21条　　（現行どおり）
第20条　〔取締役の選任〕 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。 2．取締役選任については、累積投票によらないものとする。	第22条　〔取締役の選任〕 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。 2．取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

現　行　定　款	変　更　案
第21条　〔取締役の任期〕 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第23条　〔取締役の任期〕 （現行どおり）
	２.補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	
第22条　〔代表取締役〕 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第24条　〔代表取締役〕 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
第23条　〔役付取締役〕 取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。	第25条　〔役付取締役〕 取締役会は、その決議により取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。
２.取締役社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行し、社務を統轄する。	（削　除）
３.取締役社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。	２.取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。
４.取締役社長は、取締役会を招集し、その議長となる。 ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。	３.取締役社長は、取締役会を招集し、その議長となる。 ただし、取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第24条　〔取締役会の招集通知〕 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。	第26条　〔取締役会の招集通知〕 取締役会の招集通知は、取締役会の日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
２.取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ずして之を開催することができる。	２.取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
（新　設）	第27条　〔取締役会の決議の省略〕 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録によって同意したとき（ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	第28条　〔取締役会の議事録〕 取締役会の議事については、議事録を作成し、出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第 29 条　〔取締役の報酬〕 取締役全員分の月額報酬総額の上限枠は、株主総会の決議をもって定める。
第 25 条　〔顧問又は相談役〕 （条文省略）	第 30 条　〔顧問または相談役〕 （現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第 26 条　〔監査役の員数〕 本会社は監査役４名以内を置く。	第 31 条　〔監査役の員数〕 本会社は、監査役４名以内を置く。
第 27 条　〔監査役の選任および任期〕 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。	第 32 条　〔監査役の選任〕 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。
２.その任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	２.　（削　除）
３.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	３.　（削　除）
（新　設）	第33条　〔監査役の任期〕 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第28条　（条文省略）	第 34 条　（現行どおり）
第 29 条　〔常勤監査役〕 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	第 35 条　〔常勤監査役〕 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。
第 30 条　〔監査役会の招集通知〕 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 ２.監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ずして之を開催することができる。	第 36 条　〔監査役会の招集通知〕 監査役会の招集通知は、監査役会の日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 ２.監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第37条　〔監査役会の議事録〕 監査役会の議事については、議事録を作成し、出席監査役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。
（新　設）	第38条　〔監査役の報酬〕 監査役全員分の月額報酬総額の上限枠は、株主総会の決議をもって定める。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第31条　〔会計監査人の選任および任期〕 会計監査人は、株主総会において選任する。 ２.その任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３.前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	第39条　〔会計監査人の選任〕 （現行どおり） （削　除） （削　除）
（新　設）	第40条　〔会計監査人の任期〕 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２.前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第７章　計　算	第７章　計　算
第32条　〔事業年度〕 本会社の事業年度は４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	第41条　〔事業年度〕 本会社の事業年度は、４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
第33条　〔剰余金の配当の基準日〕 期末配当の基準日は毎年３月31日とする。 ２.中間配当の基準日は毎年９月30日とする。 ３.前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第42条　〔剰余金の配当の基準日〕 期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２.中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３.前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第34条　〔剰余金の配当等の決定機関〕 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。	第43条　〔剰余金の配当等の決定機関〕 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
第35条（条文省略）	第44条（現行どおり）

以上